

# NTT東日本から届出のあった活用業務に対して

## 総務省が行った確認の内容

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）から、令和3年3月22日付けで、総務大臣に対し、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第6項の規定に基づき、同項の業務（以下「活用業務」という。）を営むことについての届出があった。

総務省において、当該届出に係る活用業務が同項に規定する範囲内で営まれることについて、当該届出の時点において届出書に記載された事項により確認した内容は、以下のとおり。

### 1 届出の概要

今般届出のあった活用業務（以下「本件活用業務」という。）は、NTT東日本が地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、NTT東日本のIP通信網サービスの契約者に対して、以下の業務を営もうとするものである。

#### ① 設備構成

NTT東日本の次世代ネットワークと必要に応じ以下を組み合わせたものとする。

##### (i) 通話転送装置

ユニファイドコミュニケーションツール（以下「UCツール」という。）を提供するサービス提供事業者が当該サービスの契約者に対し当該サービスを提供するために用いる他社アプリケーションサーバ設備（以下「他社サーバ設備」という。）と次世代ネットワーク間の音声パケットを転送するためにNTT東日本が調達する通話転送装置（以下「転送装置」という。）

##### (ii) インターネット接続回線及び県間伝送路

他社サーバ設備と転送装置との間のOAB-J IP電話の発着信の呼を転送するための通信を可能にするために、他事業者との合意に基づき公募により調達したインターネット接続回線（以下「インターネット

接続回線」という。)及び県間伝送路(NTT東日本自ら敷設・所有する県間伝送路、公募により他の電気通信事業者から調達する県間伝送路又は活用業務の認可(平成15年2月19日及び平成20年2月25日)に係る県間伝送路をいう。以下同じ。)

## ② 提供する業務

以下の役務を組み合わせて提供するとともに、インターネット接続回線又は県間伝送路を含めた料金設定を行う。

- (i) 他社サーバ設備と転送装置との間を、他事業者との合意に基づき公募により調達したインターネット接続回線又は県間伝送路を介し、転送装置においてOAB-JIP電話の電話番号と他社UCツールIDの紐付けを行い、当該OAB-JIP電話の呼を転送することにより他社UCツールでの発着信を可能とする通話転送サービスの役務提供。
- (ii) 当該業務を提供するための、電話によるサービス契約者端末の設定支援等サポートサービスの役務提供。

## 2 確認の内容

NTT法第2条第6項において、NTT東日本及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)(以下「NTT東西」という。)は、

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内
- (2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内

に限り、活用業務を営むことができると規定されている。

本件活用業務が、これらの範囲内で営まれるものであることについて、「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」(平成23年11月策定。以下「ガイドライン」という。)に則し、NTT東日本の届出書に記載された事項により、以下のとおり確認を行った。

## 3 確認の結果

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であることガイドラインに基づき、
  - ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合

- ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合に該当するか否かについて、検討を行う。

N T T東日本は、本件活用業務を営むに当たり、転送装置の調達、転送装置との接続装置の調達等することとしており、このための所要の資金は、                    を見込んでおり、内部資金でまかなうこととしている。

本件活用業務の実施規模及びN T T東日本の財務状況を踏まえれば、この規模の投資により、同社の財務を圧迫することは想定できず、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。

また、既存の経営資源の活用に関しても、N T T東日本は、設備については、本件活用業務を実施することによりトラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響が生じるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることで、地域電気通信業務等に影響が生じないように対処するとし、職員については、現在のI P通信網サービス、音声利用I P通信網サービスに関する業務を行う組織に属する社員を活用する予定であるとしているところ、本件活用業務の内容及びその実施規模を踏まえれば、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれも生じないものと考えられる。

以上のことから、本件活用業務は、N T T東日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

## (2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

ステップ1 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程度について検討し、

ステップ2 その上で、当該「おそれ」の程度に応じて公正な競争を確保するために必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かについて検討する。

### 1) ステップ1 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度

おそれの程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、

- ①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無といった要素を重点

的に考慮することとされている。

これらの要素を重点的に考慮すべき理由は、要素①については、地域通信市場における競争が進展していない場合、NTT東西が同市場における市場支配力を他の競争市場において濫用するおそれ大きいと判断されるためである。要素②については、競争事業者がNTT東西の営む活用業務と同様の業務を実施する場合、NTT東西の設置するボトルネック設備への依存度が高いとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築されるネットワーク要素のオープン化の要請が高まることとなるためである。要素③については、市場支配的な電気通信事業者であるNTT東西が活用業務を営むに当たって他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行う場合、NTT東日本又はNTT西日本の市場支配力と当該電気通信事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがあるためである。

各要素についての検討は、以下のとおりである。

#### ① 地域通信市場における競争の進展状況

NTT東日本からの届出書によれば、NTT東日本のIP通信網サービス契約者が本件活用業務の対象になるとされているところ、本件活用業務の性質及び設備形態に鑑みれば、固定系ブロードバンドのユーザが本件サービスの主な対象になり得ると考えられる。したがって、本件活用業務に関する競争状況は、NTT東日本が電気通信役務を提供する地域通信市場のうち、固定系ブロードバンド市場を取り上げることが適当である。

また、本件活用業務は、他社サーバ設備と転送装置との間を、他事業者との合意に基づき公募により調達したインターネット接続回線又は県間伝送路を介し、転送装置においてOAB-J IP電話の電話番号と他社UCツールIDの紐付けを行い、当該OAB-J IP電話の呼を転送することにより他社UCツールでの発着信を可能とする通話転送サービスの役務であり、その性質及び設備形態に鑑みれば、固定電話の利用が想定される。

したがって、本件活用業務に関する競争状況は、NTT東日本が電気通信役務を提供する地域通信市場のうち、主には固定系ブロードバンド市場及び固定電話市場における競争状況の影響を受けると考えられ、競争の進展状況を検討すべき地域電気通信市場として、これらを取り上げることが適当である。

「電気通信事業分野における市場検証（令和元年度）年次レポート」（令和2年8月31日。以下「報告書」という。）のデータによれば、固定ブロードバンド市場については、令和2年3月末のNTT東日本のシェア（卸電気

通信役務によるものも含む。)を見ると、最低の地域において約50%を超えている(関東地方)。また、都道府県別のF T T H市場における令和2年3月末のN T T東日本のシェアを見ると、最低の道都県において約60%(神奈川県)、最高の都道県では80%を超えている(山形県)。

また、報告書のデータによれば、固定電話市場における令和2年3月末のN T T東日本のシェアを見ると、東日本地域において、67.7%を占めている状況である。

以上を踏まえれば、N T T東日本は、単独で市場支配力を行使し得る地位にあるものの、接続ルールや禁止行為規制定等、第一種指定電気通信設備制度に基づく規律が厳格に適用されている限りにおいて、市場支配力の行使は少なくとも現時点においては抑止可能な状態にあると評価できる。

また、本件活用業務は、「他社サーバ設備と転送装置との間を、他事業者との合意に基づき公募により調達したインターネット接続回線又は県間伝送路を介し、転送装置においてO A B - J I P電話の電話番号と他社U C ツールI Dの紐付けを行い、当該O A B - J I P電話の呼を転送することにより他社U C ツールでの発着信を可能とする通話転送サービスの役務提供」、「当該業務を提供するための、電話によるサービス契約者端末の設定支援等サポートサービスの役務提供」を組み合わせ提供するとともに、「インターネット接続回線又は県間伝送路区間も含めた料金設定」を行うものである。

本件活用業務に用いる転送装置は、N T T東日本のI P通信網固有の機能の利用を必須とせず、同社のI P通信網とは別個の設備であり、他社サーバ設備への接続にあたっては、利用者が用意したN T T東日本のI P通信網サービスのほか、必要に応じて他の電気通信事業者が提供する同様の電気通信回線とインターネット接続サービスを介して行うことが可能である、としている。

このような業務形態に鑑みれば、競争事業者においても調達できる転送装置や多数の事業者が提供しているインターネット接続回線を調達等することによって、同様の業務を営むことが可能である。

以上に鑑みれば、N T T東日本が本件活用業務に関する市場において、地域通信市場における市場支配力を行使するおそれは高くないと考えられる。

ただし、市場支配力の行使の可能性は高くないものの、N T T東日本が固定系ブロードバンド市場及び固定電話市場において一定の市場支配力を有していると考えられることに鑑みれば、例えば、同社が他の事業者との接続の業務に関して知り得た情報を不適切に当該サービスに流用すること等、同社が地域電気通信市場における市場支配力を本件活用業務に関する市場に

において濫用した場合、当該市場における公正な競争を阻害するおそれもあると考えられる。このため、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、②、③の状況と合わせてステップ2)において確認することとする。

## ② ボトルネック設備との関連性

本件活用業務を営むためにNTT東日本が設置・調達する転送装置は、同社からの届出書によれば、市販で調達可能なものであるとともに、同社のIP通信網とは別個の設備であり、また、NTT東日本のIP通信網の固有の機能は必須としていないとしている。

なお、県間伝送路につき、NTT東日本が自ら設置等する場合には、他の事業者からの接続要望が明らかになった場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することにより、オープン化を推進することとし、接続等の迅速性及び公平性を確保するとしており、調達を行う場合にも、事業者の選定に当たり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施するとしている。

したがって、本届出書に記載された業務の範囲内である限りにおいて、本件活用業務とボトルネック設備との関連性は、現時点においては、低いものと考えられる。

一方で、仮にNGNが実装する機能と併せて提供されることにより、他の電気通信事業者が同種の業務を営む場合において相当程度に制限されるようなことがあれば、実質的に本件活用業務がボトルネック設備との関連性を持つこととなるおそれもあると考えられる。

このため、これらの観点から、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が、電気通信市場における公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、ステップ2)において確認することとする。

## ③ 市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

本件活用業務は、NTT東日本が自ら設置・調達した転送装置を用いて通話転送サービスを提供するものであり、また、他の市場支配的な電気通信事業者と連携したサービスの提供は、当面の間、予定していないことから、市場支配力の結合による競争阻害的な要素の拡大はないものと考えられる。

## 2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本件活用業務について、ガイドライン別紙「NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置」に

掲げる7つの項目ごとのNTT東日本が講ずるとしている措置及び当該措置に関する総務省の考え方は次のとおりであり、NTT東日本からの届出書に記載されたとおりにこれらの措置が講じられる限りにおいて、本件活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

次の項目①から⑦までに関し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じて実施状況の報告を求めることを含め、総務省として個別に適切な対応を行っていく考えである。

### ① ネットワークのオープン化

#### 【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務における通話転送サービス及びサポートサービスは、市販で調達可能な転送装置及び公募により調達したインターネット接続回線、若しくは自ら敷設・所有する県間伝送路または他事業者から公募により調達した県間伝送路を用いて提供するものであり、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものである。今後、インターネット接続回線及び県間伝送路を調達する場合には、事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施する。また、県間伝送路を自ら構築する場合においても、他事業者からの接続要望が明らかになった場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することにより、これまで同様オープン化を推進することとし、接続等の迅速性、公平性を確保する考えである。

また、本業務を提供する転送装置、インターネット接続回線、県間伝送路は、既存の当社の次世代ネットワーク等とは別個に調達するものである。

次世代ネットワークについては、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインタフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じていることに加え、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続の迅速性・公平性は確保されているものとする。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

#### 【総務省の考え方】

NTT東日本が本件活用業務に用いる転送装置は、市販で調達可能なものであり、本件活用業務の提供に当たっては、上述のとおり、IP通信網の固有の機能と一体的に提供するものではないとしている。

また、NTT東日本の次世代ネットワークについては既に接続約款において接続料を設定する等、接続条件を開示し、オープン化措置を講じているとしている。

加えて、競争事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いてNTT東日本と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件について、既に接続約款において規定する等のオープン化措置を講じている。

そして、県間伝送路を自ら構築する場合において、他事業者からの接続要望が明らかになった場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することにより、オープン化を推進することとし、接続等の迅速性及び公平性を確保するとしている。

さらに、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えとしている。

加えて、インターネット接続回線及び県間伝送路を調達する場合には、事業者の選定に当たり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施することとしている。

したがって、この限りにおいては、競争事業者も必要に応じ転送装置やインターネット接続回線等の調達等を通じて本件活用業務と同様の業務を営み得ると考えられることから、ステップ1)①、②の観点からも、新たにネットワークのオープン化のための措置を講じる必要は認められない。

## ② ネットワーク情報の開示

### 【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務における通話転送サービス及びサポートサービスは、市販で調達可能な転送装置及び公募により調達したインターネット接続回線若しくは県間伝送路を用いて提供するものであり、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものがある。

また、本業務は、転送装置及びインターネット接続回線若しくは県間伝送路を組み合わせ対応するものであり、転送装置 については、インターネット接続回線の公募調



達においてインタフェース条件等を開示しているものである。

加えて、本業務に用いる次世代ネットワークについては、接続に必要となるインタフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む。）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

### 【総務省の考え方】

本件活用業務は、市販で調達可能な転送装置及び公募により調達したインターネット接続回線又は県間伝送路を用いて提供するものであり、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、また、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものである、としている。そして、本件活用業務の提供に当たっては、上述のとおり、同社のネットワークに固有の機能の利用を必須とはしないとしている。

転送装置については、インターネット接続回線の公募調達においてインタフェース条件等を開示しており、また、NTT東日本の次世代ネットワークについては、接続に必要となるインタフェース条件を接続約款に規定済みであり、また、国際的な標準化動向等を踏まえ、サービス追加に合わせて、インタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していくとしている。

さらに、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、迅速かつ合理的な価格で、必要不可欠なネットワーク情報を提供するとしている。

ステップ1) ②に関し、NTT東日本のネットワークに固有の機能の利用を必須の前提としないこと等NTT東日本が届出書に記載していることとあわせ考えれば、競争事業者が必要に応じ転送装置やインターネット接続回線等の調達を通じて本件活用業務と同様の業務を行い得ると考えられることから、新たにネットワークの情報の開示のための措置を講じる必要性は認められない。

### ③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

#### 【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務における通話転送サービス及びサポートサービスは、市販で調達可能な転送装置

及び公募により調達したインターネット接続回線若しくは県間伝送路を用いて提供するものであり、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものである。これらに加え、インターネット接続回線若しくは県間伝送路と同様の回線を組み合わせることで、他事業者も同様に提供可能なものであり、他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合に、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

### 【総務省の考え方】

NTT東日本が届出書に記載しているとおり、本件活用業務が市販で調達可能な転送装置を用いており、既に市場で普及している技術のほか、公募調達されたインターネット接続回線、NTT東日本のネットワークに固有の機能を必須としないものである等、現時点において新たに不可欠情報へのアクセスの同等性確保のための措置を講じる必要性は認められない。

#### ④ 営業面でのファイアーウォール

##### 【NTT東日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっては公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、本業務においても、同様の措置を講じることにより、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や事業部／支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正(平成23年11月30日施行)を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書(令和2年6月30日)に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。
  - i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。

ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。

iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

なお、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

### 【総務省の考え方】

NTT東日本は、電話の業務で取得した顧客情報や接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用したり、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用したりすることがないように、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施することとし、公正な競争が阻害されることのないよう、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えとしている。

また、平成23年11月30日に施行された電気通信事業法の改正を踏まえ、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図るとしている。この旨を記載した禁止行為規定遵守等報告書について、当該内容の妥当性等の確認を実施しているとしている。

加えて、本件業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

なお、公正な競争を阻害することが明らかな場合には既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしている。

したがって、これらの措置の徹底が図られる限りにおいて、営業面でのファイアーウォールは確保されると考えられ、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

### ⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

#### 【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

### 【総務省の考え方】

NTT東日本は、本件活用業務に係る収支を、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算等を行うことにより、子会社等に委託する場合も含め、地域電気通信業務等その他のサービスに係る収支と分計するとしている。また、利用者料金についても、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしており、必要な措置が講じられているものと認められる。

## ⑥ 関連事業者の公平な取扱い

### 【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務における通話転送サービス及びサポートサービスは、市販で調達可能な転送装置及び公募により調達したインターネット接続回線若しくは県間伝送路を用いて提供するものであり、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものであることから、当社が本業務で用いる設備についての不可欠性はないと考える。また、本業務で用いる次世代ネットワークについては、接続に必要となるインタフェース条件を既に接続約款に規定済みであり、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

公募により調達したインターネット接続回線若しくは県間伝送路を組み合わせることで他事業者も提供可能なものであり、オープンな接続性を確保し十分な情報提供に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えである。

なお、本業務を営む上で、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続及び営業面等での連携は当面予定していない。

今後、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合においては、接続約款の規定に基づき接続する等、他事業者との接続と同等の条件で行うこととし、営業面等での連携を行う場合において競争事業者との実質的な公平性の確保に努める考えである。

### 【総務省の考え方】

NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たり、本業務で用いる次世代ネットワークについて、接続に必要となるインタフェース条件を既に接続約款に規定済みであり、関連事業者の公平な取扱いを確保することとしている。

また、本件活用業務においては、他の市場支配的な電気通信事業者との接続及び営業面等での連携は当面予定しておらず、接続及び営業面等での連携を行う場合において競争事業者との実質的な公平性の確保に努める考えであるとしている。

なお、NTT東日本が本件活用業務に用いるインターネット接続回線及び他事業者から調達する県間伝送路は、公募により調達することが同社の届出書に記載されている。さらに、本件活用業務が届出書の範囲内で行われる限り、競争事業者が同種の業務を営む際に、NTT東日本のネットワークに固有の機能の利用が必須であることはなく、競争事業者も転送装置やインターネット接続回線等の調達等を通じて同様の業務を営むことが可能であるとしている。

したがって、この限りにおいて、ステップ1) ①、②の観点からも、関連事業者の公平な取扱いは確保されていると考えられる。

### ⑦ 実施状況等の報告

#### 【NTT東日本が講ずることとしている措置】

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

また、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧、インターネット接続回線の募集案内及び社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

・費用(収益)項目一覧:

経営上の秘密に属する情報に該当するため。

・インターネット接続回線及び県間伝送路の募集案内:

公表することにより、通信設備の位置等が公となり、不正侵入の目標にされる可能性が高まることでサービスの安全が脅かされる恐れがあること、また、サービスの技術仕様、運営体制等が明らかになることで不正侵入への脆弱性を高める恐れがあること等、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、公募調達時においても他事業者に対して利用目的を限定した守秘義務契約を結んだ上で、個別に開示している。

・社内文書・規程類等の一部:

コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見

を困難にするおそれがあるため。

**【総務省の考え方】**

NTT東日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、必要な措置が講じられているものと考えられる。